



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ケース・メソッドについての覚書（一）
Author(s)	守屋, 正通; MORIYA, Masamichi
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 1191-1222
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16735
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(5-6)2_p1191-1222.pdf



ケース・メソッドについての覚書（一）

守屋正通

目次

- 序章 分析視角
- 第一章 一九世紀科学論とラングデル派およびホームズ派
- 第一節 はじめに
- 第二節 ベーコンの帰納法（以上、本稿）
- 第三節 一九世紀科学論（一）——一八六〇年まで
- 第四節 一九世紀科学論（二）——一八六〇年以降
- 第五節 ラングデル派
- 第六節 ホームズ派
- 第七節 第一章のまとめ

第二章 ソクラテスの方法とケース・メソッド

第三章 法的推理の二、三の特徴

第四章 結語

序章 分析視角

一 わが国でケース・メソッドをめぐる論争が行われて既に二〇年ばかりが経過している。論争は全体としてほぼ問題を出し尽し、わが国の法学教育にこの方式を導入するに当つてはいくつかの避けて通れない困難はあるが、必要な修正を加えた上で、できれば採用するのが好ましい、というのが大方の見方であつたように思われる。尤も、實際上、この方式がその後どこまでわが国の法学教育に活用されているかについては、寡聞にしてほとんど知らない。¹ 何れにせよ、現時点で、ケース・メソッドについて若干の考察を敢えて加えることは季節外れの感もあるが、偶々一昨秋、私の本務校で「国立大学法学教育シムポジウム」が開かれた機会に、論争当時私が感じたことを更に少し追究してみたいと考えたのが、このささやかな覚書の動機である。

話を先に進める前に、論争そのものに一言触れておかねばならない。論争当事者として、ここでは加藤一郎教授と北川善太郎教授のお二人だけに焦点を絞らせていただく。加藤教授はその先駆的な論文で、² すべての議論の前提として、ケース・メソッドを体験も交えて詳しく紹介しておられ、それ自体非常に参考になるものである。教授がこれを執筆された動機は大体二つあつて、一つは、わが国の法学教育にこの方式を導入することは、必要な修正を加えるならば、大いに意義があるということ、二つには、この方式は概念法学を克服する上で学問上、法実務上も有効である——これを

「形式論理」対「利益衡量」のスキームに乗せて論じておられる——ということにであった、と言えよう。ただ、演繹と帰納を無造作に対立させ、演繹はだめで帰納はよいという風なベーコン (Francis Bacon) 流の図式的処理は、後述のように、気になるところである。⁽³⁾ それはともかく、加藤教授に対して北川教授が批判の矛を向けられたのは、主として加藤教授の論旨の第二点で、第一に、アメリカのケース・メソッドは法学生に厳格法 (strict law) を教える方法であり、⁽⁴⁾ 比較方法論から見ると、この方式は概念法学に対応する面を持つている。そこで教えられるべきものは strict law であつて、law in action ではない。第二に、わが国で〔当時〕主流になっていた判例志向の解釋学は、そこに止る限り、現実の中から問題を取り出し、〔新しい〕法理論を考案してわが社会の抱える問題の解決を図る方向を打ち出しにくく、むしろこの点をこそアメリカのケース・メソッドは鮮やかに実証している、というものであつた。⁽⁵⁾ これに対して、ケース・メソッドとプロブレム・メソッドの連続性・相補性あるいは後者による前者の歴史的包括を論拠にして、⁽⁶⁾ ある程度の反論が試みられたことは人の知るところである。他方、本稿の視角は次のようなものである。

歴史的に見て、ラングデル (C. C. Langdell) 派な⁽⁷⁾ ホームズ (O. W. Holmes, II) ・ウィリントン (S. Williston) 派が古典的契約論・不法行為論を形成した時期に北川教授の言われる「厳格法」を志向し、それを法学教育に反映させたということは恐らく間違いないであらう。⁽⁸⁾ ただ、学問ないし教育の方法として見た場合、ケース・メソッドの可能性が概念法学に収斂する筈だとは言えないのであるから、本稿では方法的可能性という次元でケース・メソッドを考えて見たい。そして、そのような観点から論争当時私が感じたことは、論争の何れの当事者の指摘も、ケース・メソッドの各個の側面について有益な指摘と思われるけれど、問題思考（問題解決のための思考）に当たってはそれらの諸側面が対立する諸契機としてではなく、何れも必要な契機として共に思考過程に論理的（方法的）に組み込まれていなければならぬ、ということであつた。

論争のいささか「無責任な」傍観者たる私の感想は、法学教育に携わる一部の人が同様に感じたことかもしれない。数年前、松浦好治氏の「Law as Science」論と十九世紀アメリカ法思想——ラングデル法学の意義——という論稿に接してその感を深くした。松浦氏の論文は、わが国の論争当事者が指摘した諸側面（氏は「概念法学」と「リーガル・マインド」の二つに集約している）が、一九世紀のアメリカにおける学問論に支配的だったベーコン流の帰納論の中に併存しており、それらが一九世紀アメリカの法思想史の中で、法曹集団の社会的利益を主たる動力因とし、「一九世紀アメリカにおける法律家 (legal profession) の機能、構造、活動、意識、価値観の動向と関連」しつつ、歴史的状況に依りて折々の主旋律となりつつ、いわば交替劇を演じたことを明らかにしたもので、松浦氏の分析には、私も少なからず共感したのである。ただ、敢えて松浦氏との相違点に言及すれば、①「概念法学」的契機と「リーガル・マインド」的契機がベーコン的帰納法の中に、(逆向きの要素として) 併存していたというのは、後述のように、事実とは思えず、結局はラングデルを誤解することになりはしないか、という点と、②「概念法学的」契機と言っては誤解を招くのであるが、いかなる既存の理論(例えば、ラングデルからウィリントンにいたる契約論・不法行為論)といえどもそれは必要なのであって、「リーガル・マインド」と共に法的な問題思考過程の不可分な契機として含まれており、それを押えておかなければ(むしろ、教えておかなければ)問題思考は始まらない。その意味で歴史的所与としてのヘケース・メソツドの方法論も考え直してみる必要があるのではなからうか、という点である。

二 私の発想の手懸りはK・ポパー (Karl Raimund Popper) にあった。私が法学部(大学院)に、同級生より一〇年遅れて、学籍を得たのは一九六二年で、翌年に加藤教授の「ケース・メソツド論」が発表されたのであるが、それより数年前に私はポパーの科学方法論を基本的には受け容れていた。本稿でもポパーの方法論を参照基準として採用することにしているが、ポパーの見解は、その細部およびそれが惹き起こしたいろいろの論争に亘ってはともかく、その大様

については既に多くの人の知るところであるから、これからの叙述の便宜を考えて、それを少し天下り的かつ図式的に示しておくことにする。¹³⁾

科学的方法（ポパーの場合には自然科学に限定しないで、必要な修正を加えて、広く学問の方法、学問論に拡張できる）に関して伝統的に採られてきた見解では、科学的方法は次のような諸段階を順次踏んでゆくものであった。(1) 観察ないし実験、(2) 帰納的一般化、(3) 理論的仮説構成（ここでは法学における学説 doctrine も含めておく）、(4) 仮説を検証（verify ないし confirm）する試み、(5)（確定的な）立証ないし反証、(6) 最終的な知識。ポパーはこれを次のように変更する。(1) 問題（通常は既存の理論や期待の挫折であるが、問題には様々の種類がある）、(2) 解決策（例えば新しい理論）の提示、(3) その新理論からのテスト可能な命題の演繹的（「確率的」演繹¹⁴⁾は含めない）導出、(4) テスト（いろいろの方法があるが、経験科学においては観察および実験による反証 falsification）の試み、(5) 競合する諸理論の何れを選択するか¹⁵⁾の決定、(6) 理論の暫定的採用。（以後、それぞれの六段階を一まとめにして「過程」と呼ぶことにする。）

これら二つの方法を特徴づける要点の一つはそれぞれの第一段階にあり、ポパーの図式においては、挫折によつてわれわれの問題を生じさせるところの理論や期待（これらには伝統や常識、さらにはありふれた偏見も含まれる）は、先行する過程の段階(6)に由来し、それを前提にして次の過程が(1)から始まるという「循環」の中にある。ポパー自身の簡約化された図式では、 $P_1 \rightarrow TT \rightarrow EE \rightarrow P_2$ 、つまり、問題 $P_1 \rightarrow$ 暫定的理論 $TT \rightarrow$ 評価による誤りの排除 $EE \rightarrow$ そして、新しい局面での問題 P_2 ということになる。これは基本的に負のフィードバック過程であり、 P_2 は常に P_1 とは異つているので語の通常の意味での循環ではない。たとえ問題解決に失敗しても、どこに困難が存在するか、解決が満足しなければならぬ必要条件は何かといったことについて何らかの新しい知見が得られ、したがって、問題状況は変化するのである。

これに対して伝統的図式の第一段階では、少くとも理想として、何らの理論や偏見なしに観察なり実験が無前提的に行われなければならない。さもないと、最後の段階の最終的知識は正当化されない。この図式では段階(1)に当たる知識の起源と、段階(6)に至る正当化が重要なので、この方法論は「観察主義的」かつ「正当化主義的」である。この図式ではまた、(1)から(6)までの過程で論証は完結し、最終的知識は次の過程に投入され・更なる吟味に晒されて反証されたり修正されることは、原理的にはない。最終的知識の地位を保証するのは様々の方法的規則の集合としての帰納であつて、その手続をきちんと守れば知識は正当化できる。従つてこの方法論は「帰納主義」と呼ばれる。

これに対してポパーの方法では、正当化手続が存在せず、専ら理論のテスト(反駁)が過程全体の推進力であるから、それは「反駁主義」と呼ばれ、反駁に關与する論理は演繹だけなので、「演繹主義」と呼ばれる。演繹だけで済ますことが出来るのは一般的仮説の検証ないし確証(verification)と反証との間の論理的・非対称性による。⁽¹⁶⁾ポパーの方法でも重要な第一段階は傳統的方法論とは違つて問題設定であるから「問題主義」とも呼ばれるが、この方法では段階(6)に到つても正当化された知識は存在せず、段階(1)においてと同様知識は暫定的である。つまり、分析の目標は保証された知識(episteme)の獲得ではなく、知識の成長過程にあつて、何れの時点でも存在するのは憶見(doxa)だけなのである。

三 もつとも、長い帰納主義の歴史にはいくつかの重要な変曲点がある。極く大まかな見取図を描いてみよう。仮にF・ペーコンの『ノーヴム・オルガヌム』⁽¹⁷⁾(一六二〇年)を起点にすると、①ニュートンが公理的方法によつて素晴らしい成功を納める(一六八七年)⁽¹⁸⁾。②ヒュームが『人性論』(一七三九—四〇年)⁽¹⁹⁾において帰納の論理的正当化を断念し、心理的正当化のみを残す(ポパーは両者を共に認めない)。③カントは『純粹理性批判』(一七八一年)⁽²⁰⁾においてヒュームによる帰納論理の批判を受け容れつつ、ニュートン力学の先驗論的基礎づけを試みる。かくして「一八世紀の間には、

ベーコンの純粋に経験的な手続に対する反動が生じ、物理学者達は仮説の使用を擁護することを学んだ。⁽¹⁾ここに仮説の使用というのは「仮説—演繹法」に当たる。しかし、イギリスの科学哲学では依然としてベーコンの権威は根強く、仮説の帰納的正当化というプログラムが進行する。すなわち、④J・ハーシェル（天王星を発見したウィリアム・ハーシエルの息子）は自らの『自然哲学研究に関する予備的考察』（二八三二年）⁽²²⁾をベーコン帰納法の流れの中に位置づけ、さらに、⑤ミルが『論理学の体系』（二八四三年）⁽²³⁾でハーシエルを継承する。しかしその間に、⑥ヒューウェルは『帰納的諸科学の歴史』（一八三七年）⁽²⁴⁾および『帰納的諸科学の哲学』（一八四〇年）⁽²⁵⁾においてカントの先験哲学を導入して、帰納法の新しい基礎づけを試み、ミルとの間で有名な論争が展開されるが、ミルはその『論理学の体系』をヒューウェルにも少なからず負うている。本稿との関連でもう一人逸することができないのはジェボンズ（近代経済学の三始祖の一人）で、彼は『科学の諸原理』（一八七三年）⁽²⁶⁾において確率論を採用し、その枠組の中で帰納法を再構築する試みを行った。この辺りから現代帰納論が始まるのである。⁽²⁷⁾

これら幾度かの変曲点での試練を経、その度に形を変えながら、今日ではベーコンのプログラムそのものは捨てられて現代的意味での仮説法に移行したが、「帰納」による仮説の（蓋然的）正当化のプログラムは別の形で今日に受け継がれている。その根強い魅力には勿論相応の理由があると言つてよい。先に示した帰納主義の図式は、以後の論述の過程で、各時代の帰納主義に合わせて修正してゆくことにする。

四 さて、右の簡単な対比（伝統的な帰納主義とポパーの探究法との対比）によつても、敏感な読者には、私がケース・メソッド（論争）に遭遇して何を感じたかを推察していただけるだろうと思われる。要点の一つはポパーの探究図式の第一段階にあり、そこには二つのことが含まれている。第一に、そこでは問題のできるだけ明確な認識と定式化がされる（問題の定式化は問題解決の半ばを決定する）。第二に、問題の成立は前の過程で定立され・暫定的に保存された

ところの既存の理論(および背景的知識)、要するに一定の認識枠組ないし構えを前提する。すなわち、その理論が実は吟味されるべき問題の構成要素であるから、理論そのものが明確化され、提示された上で問題的なものとして新しいテスト過程に投入される。例えばケースが問題性を含んだものとして提示されると、それと連動してそのケースあるいはそれと比較されるケースの背景となつている法理論(さらに、その背景)の探索(detection)ないし模索(groping)が始動し、さらに探索された理論なり背景なりが吟味されるわけである。ポパーの図式は「問題思考」の極く素直な定式化の一つである、と言つてよからう。

ケース・メソッドに言う「ケース」がいかなるものであるかについては何れ分析をしなければならぬが、学生にケースを与件として法の一般則を帰納させるといふケース・メソッドの、少くとも初期の方法理念には教育方法としても学問的探究の効果においても多くの期待ができない、と私には思われた。第一、学生にとつて興味の持てる作業ではないように思われる。むろん、どんな課題が与えられても熱中し、熱中することによつて喜びを感じる実直な学生は何処にもいる。しかし、彼が面白いかどうかは別問題である。もしケース・メソッドで成功した教師があれば、その教師は恐らく学生にとつて、あるいは法理上興味深い問題とそれを構成する理論や教義(doctrine)を明示的にか暗黙にか学生に提示していたのではないかと考えられる。常識やありふれた偏見も学生が問題を捕捉する認識座標として必要な前提であるからには、理想論を言えば、教師がそのような常識や偏見を掘り起す傍ら、それらに挑戦するような問題を提示することが、学習意欲を喚起する最初の作業ではないかと思われる。「概念法学」を志向する教師といえども、もし学生の問題思考(リーガル・マインド)に訴えようとするならば、従つてケース・メソッドを成功させようとするれば、自らのドクトリンを「事実」の論理的帰結としてではなく、「事実」に負荷される理論的前提として卒直に提示する必要がある。

更に、竿頭一步を進めると、「創造は模倣に始まる」のである。（法学）教育にとつてさらに重要なフアクターは、ポパーの方法の第二段階、すなわち問題解決に向けて学生に行わせる仮設的理論ないし仮設的ルールの形成である。わが国の小中学校で「仮説実験授業」という授業プログラムを實踐している教師のグループがある。ある二人の教師が、動物に最も特徴的なものの一つ「足」をテーマにして、始めに虫、それも身近かな蟻を取り上げて仮説実験授業計画を作つた。対象は小学校一年生四二名（男子）である。その授業記録を以下に摘記して見よう。⁽²⁸⁾

「質問：①君は蟻を捉えたことがありますか。『ある』42名、『ない』0名。②君は蟻を飼つたことがありますか。『ある』13名、『ない』29名。問題：①「ここに蟻がいます。足の数は何本と思えますか。」（黒蟻をペトリー皿に入れ、ざつと見せて）予想を立てさせる。児童の予想は四本4名、五本1名、六本29名、八本5名、その他3名。約三分の一が誤つている。漫然と蟻を見ているも足の数さえ知ることができない。予想を立てさせた後、実際に蟻の足を数えさせ、さらに図鑑で確認させる。②「蟻の体は大きく分けて三つになっていますが、足は何処に着いていましたか。」図に画かせて見て、正しかった児童は四分の一であつた。」つまり、単に「蟻を観察しましょう。図鑑で蟻を調べましょう。」と指示しても、必要な認識は何程も得られない（見れども見えず）。マツハ（Ernst Mach）も「実験の結果を前もつて推測させておく方法」を用いた授業法について「生徒の注意力を非常に集中させる術だ。」と述べたそうである。「経験批判論」の唱導者にしてそうである。同じような実験をポパーも記している。学生達はもちろん「一体何を観察して欲しいのか」と尋ねた。⁽²⁹⁾明らかに「観察せよ」という指示はおかしい。観察は選択的である。「われわれが観察から出発し、理論をその観察から引き出そうとするという意味での帰納的一般化をわれわれは決して行っていない、と私は信じている。私の信ずるところでは、われわれがそのような手続を取つているという偏見は一種の視覚的な錯覚のようなものであり、科学の発展のいかなる段階においても、理論のような性格をもつ何物かなしにわれわれが事を始めることはないのであ

説る。」ポパーの言葉である。

論

私はケース・メソッドの教師が右のような意味での「観察—帰納主義」を実践していると言っているのではない。むしろ(少くとも成功した教師は)逆であろう。ならば方法の理念を変えるべきだ、と思う。したがって、「ラングデルの「科学主義」は早い時期に棄て去られた。」といわれるとき、これは「科学主義」を「観察—帰納主義」と理解して始めて適切な言葉となるであろう。「科学主義一般」を棄てるのが有意義だとは思えない。留意してよいことが二つある。一つは、科学の方法を経験主義の方法と等置しないことである。科学の方法は伝統的な(少くとも一九世紀までの)経験主義によっても(因みに、「帰納」は一九世紀科学方法論の鍵概念の一つである)、伝統的な合理主義によっても説明できないのであるから、その何れかを棄てるということは科学の方法を棄てることを含意しない。二つは、問題思考の基本線は自然科学と社会・人文科学とで変わるところはない、ということである。⁽²⁾ 事実、その後のアメリカ法学の展開過程で「科学主義」が棄てられていた、とは思えない。

それにしても、ケース・メソッドに好意的な論者のある人は「帰納的方法に就け」と唱導し、他の人は「科学主義を棄てよ」と指示するのは、どうも奇妙である。われわれが東西に同時に顔を向けることができないように、二つの忠告に同時に従うことはできない。要するに、科学や推論についてのイメージの混乱が法学における教育・研究法のイメージの混乱を招いているのである。

こうしてみると、ラングデルが当初彼的方式を使って失敗したと言われる理由の一斑が推測できる、と同時に彼の弟子エイムズ (James B. Ames) がラングデルを継ぎ、やはりケース・メソッドで学生を引きつけることができたという理由の一斑も逆に想像される。私はこれらの予想を含めて自分の感想の適否を確かめたいと思ったのであるが、第一次資料はもとより第二次資料すらも収集が予想以上に困難で(私の本務校には歴史的基本文献は皆無に近い)、これまで

のところ作業がうまく進捗しなかった。本稿の「覚書」たる最大の理由である。致し方なく、相当迂回的な方法を採用したので、隔靴搔痒の感を免れない。

私は以下において、まずケース・メソッドを一九世紀学問論の側面から考えてみる(第一章)。次にケース・メソッドを巡るアメリカでのいくつかの批判・反批判を概観し、ソクラテスの論駁(Socratic elenchus)との関連で考えてみる(第二章)。最後に法的推理(legal reasoning)の二、三の特徴について若干の分析をする(第三章)。E・W・パターソンがよく引用される論文に挙げられた、ケース・メソッドに対する四個の視点(presupposition)、すなわち科学的(学問的)、教育的、実用的、歴史的視点の内、最初の二つの視点から考察しようというのである。歴史的視点については論述の過程で若干闡説することになろう。

なお、本稿の続きは後に『香川法学』に掲載する予定である。

序章の註

引用についての辞り

本稿で引用する文献の内頻繁に引用するものについては、引用の煩雑を避けるために、邦訳があつてもそれを一々挙示しない。私なりに随分恩恵を受けたことに、ここで謝意を表しておきたい。ただ訳文は、テキストに基いて私が決めた。

邦訳の引用を避けたテキストは、K・ポパー、F・ベロン、J・S・ミル、C・ダーウィンなどの諸著作である。

(1) わが国での数少いケース・メソッドの実践記録として、平野竜一、加藤一郎、新堂幸司「ケース・メソッドの体験をめぐって(鼎談)」(『ジュリスト』一九六七年三六八号所収)は貴重である。記録は残されていないようであるが、北海道大学の曾野和明教授も実践され、私は数時間聴講を許していただいたことがある。

(2) 加藤一郎「ケース・メソッド論」(一九六三年)『民法における論理と利益衡量』(有斐閣)所収)。

(3) 演繹と帰納とを無造作に対立させるスキーム、および概念法学を無造作に形式論理学に結びつけるスキームに私は同意で

きない。かかる思考そのものが極めて機械的、形式的である。第一のスキームは帰納を誤解させ、第二のスキームは概念法学（と論理学の双方）を誤解させ、概念法学の眞の責任をあらぬ要因に転嫁する。その点では「法律実証主義」の方が誤解を招くことが少ない。また、第二のスキームは（形式）論理学に関するかなりの誤解に結びついている。同時にこれは、自ら創造した神を呪うような論理学の物神化だと思われる。形式論理を熱心に批判すれば物神化を免れるわけではなく、論理に帰責すること自体が物神化の表われなのである。自分の使い方の拙劣さを飽の所為にする大工を人は信用しない。よく切れる鉋も、金槌の代りにはならないであろう。むしろ良い鉋もあり悪い鉋もある。良い鉋に取り替えることは必要だが、それとこれとは別個の問題である。

論理学に関する誤解は、私が法学部に学籍を得た当初驚いたことの一つであるが、今日、ほとんど化石的な固定観念となっている。近い将来この点について拙稿を用意したいと思っている。

(4) 北川教授が「厳格法」といわれるとき、方法論として概念法学的なものを指しておられるのか、教えられた法（例えば、アメリカにおける古典的契約理論ないし古典的不法行為理論）が厳格法的な性格のものであったとしておられるのか、必ずしも明確ではない。確かに近代アメリカの古典的契約理論や不法行為理論が厳格法的なものであったことは一般に認められているところであるが、ここでは法学教育ないし法理論の方法論的性格を指しておられるものと理解しておく。

(5) 北川善太郎「法解釋における理論と法形成——法解釋学の再構成のために——」（日本法哲学会年報『法的推論』（一九七一年）所収）。

(6) 田中英夫『英米の司法』五〇九頁。同『ハーヴァード・ロー・スクール』三六、八四頁。

(7) cf. Grant Gilmore, *The Death of Contract* (Ohio State University Press, 1976) (森達・三和一博・今上益雄訳『契約法の死』)。id., *Ages of American Law* (Yale U. P., 1977) (望月礼一郎訳『アメリカ法の軌跡』)。

(8) 松浦好治「Law as Science論と十九世紀アメリカ法思想——ラングデル法学の意義——」(一)、(二)、『中京法学』第一六卷第二号、第四号。「同」(三)、『阪大法学』第一二五号。本稿の準備に際して、私は松浦氏のこの論稿に非常に恩恵を受けた。(9) 松浦前掲論文(一) (註(8)) 五四頁。

(10) 松浦氏と私との間のずれは、松浦氏の論稿にはケース方式は何を志向するのかという問題への論及が欠けている、という点にも関連している。氏の論稿は思想史を扱っているので、右の点は松浦論文の欠陥とは言えないが、歴史上の交替劇の追

認だけでは「概念法学」と「リーガル・マインド」の両契約に対する方法論的統一視点は生れ難いだろうということである。同様のことはわが国の他の論者にもほぼ共通して言えることで、それがケース方式の連続性を専らその形式的側面（判例その他のを教材とし、学生の予習を前提として授業を進めるとか、教室では学生の積極的参加のもとで可能な限り問答形式を採用といったこと）によって同定することを余儀なくさせているように思われる。「ソクラテス的方法」とか「リーガル・マインド」の養成といった「一貫した」精神についても、その内容の理解いかによっては逆機能的に作用しうることは、北川教授の指摘の通りであろう。つまり、ケース方式をその折々の歴史的形態から一旦離れて、例えば教義的な方法という視点から、あるいは問題思考の方法という視点から——それらがたとえ仮説的な視点であっても——一貫して考察するのでなければ、その連続性について判断を下し難い、と思われる。

これに対して、それは歴史を内在的に見るのではなく歴史超越的な裁定を下すことになりはしないか、という当然の疑問が向けられるであろうが、答は次のようになる。歴史認識においてわれわれの歴史超越的関心は避け難い。問題はその関心なり仮定をアプリアリな解釋図式にして、プロクルステスの床よろしく、歴史をそれに嵌め込むかどうかにある、と。

(11) 北川教授の先述の論文が発表された同じ学会で私が発表した論文「方法二元論をめぐる最近の規範論理学的議論」は、ポパーの方法論を方法二元論に適用して、その隘路を（部分的に）打開しようとした試みである。私の論文にポパー的でない要素があるとすれば、「前提関係推理（inference of presupposition）」を使ったことであるが、実はポパーもこの関係を暗に論理的関係として使っている。これにはかなり問題があり、事実「前提関係」は英米の哲学および言語学で広汎な議論を惹き起し、法理論にとつても極めて重要であるが、ここではそれらの点には触れない。

本稿でも、いくつかの疑問に決着をつけない儘、ポパーの方法論を基本的参照基準として採用する。なお蛇足ながら、右の私の報告については、当の学会報告ではなく、その完成稿である『中京法学』掲載の論稿を参照していただけると幸いです。『中京法学』第九巻第一・二合併号、第九巻第三・四合併号、第一〇巻第一・二合併号。

(12) ポパーについての二、三の参考文献を挙げておく。Anthony O'Hear, *Karl Popper* (Routledge and Kegan Paul, 1980); Bryan Magee, *Karl Popper* (The Viking Press, 1973). 邦語文献として、高島弘文『カール・ポパーの哲学』（東京大学出版会、一九七三年）。

(13) cf. Magee, op. cit. (註(12)), ch. 4.

- (14) 「確率的演繹」は渡辺慧の用語。Satoshi Watanabe, *Knowing and Guessing* (John Wiley & Sons, Inc., 1969) (村上陽一郎・丹治信治共訳『知識と推測』(東京図書)第二巻一五頁)。これはケインズ(John Maynard Keynes)の「確率的含意(probability implication)」を承継している。
- (15) K. Popper, *Objective Knowledge* (Oxford University Press, 1973), p. 125.
- (16) 後の議論にとって重要なので、ここで理論の「事前テスト」と「事後テスト」の区別に注目しておく。ポパーの方法は、言うまでもなく、事後テストを採る。ポパーの理論は「テストの演繹的方法の理論、あるいは仮設はただ、それが提出された後でのみ、経験的にテストされる」という見解だと言えよう。」それは「『帰納主義』に対比して『演繹主義』と呼ばれよう。」(K. Popper, *The Logic of Scientific Discovery* (Harper & Row, 1965), p. 30) これに対して帰納主義は事前テストを採用する。例えばP・ペーゴンにおいて、最終的に帰納的一般化の対象となるのは、事実の間の偶然的相関事例を排除法(method of exclusion)で除外した後に残る本質的相関事例のみである。帰納は仮設形成の過程に関わる、というようある誤解も帰納が理論の事前テストであることの反映である。
- (17) Francis Bacon, *Novum Organum*, 1620.
- (18) Isaac Newton, *Philosophiae Naturalis Principia Mathematica*, 1687.
- (19) David Hume, *A Treatise of Human Nature, being an attempt to introduce the experimental method of reasoning into moral subject*, 1739-40.
- (20) Immanuel Kant, *Kritik der Reinen Vernunft*, 1781. カントは、周知のように、アリストテレス論理学、ユークリッド幾何学、ニエートン力学を受け入れ、彼の議論の大前提としている。ここにカントの批判主義の限界があつたことはほぼ異論のないところである。
- (21) W. Stanley Jevons, *The Principles of Science, a treatise on logic and scientific method*, 1873, pp. viii-ix.
- (22) John Herschell, *Preliminary Discourse on the Study of Natural Philosophy*, 1832.
- (23) John Stuart Mill, *A System of Logic*, 1843.
- (24) William Whewell, *History of Inductive Sciences*, 1837.
- (25) W. Whewell, *Philosophy of Inductive Sciences*, 1840.

- (26) W. S. Jevons, op. cit. (註21).
- (27) 本文を補足すると、確率論の枠組の中に帰納論理を嵌め込んで、帰納論理を再構築する仕事はジェホンスの師トウ・モーガンによって始められた。彼は演繹論理学(命題論理学)におけるトウ・モーガンの法則(今日では述語論理にも拡張されている)でも有名である。Augustus de Morgan, *Essay on Probabilities*, 1838; id., *Formal Logic: the calculus of inference, necessary and probable*, chs. IX-XI.
- (28) 吉村七郎『低学年理科『あじはなこおん』』、『仮説実験授業研究』(仮説実験授業研究会)一九六九年、一八号、一一〇頁以下。
- (29) K. Popper, *Conjectures and Refutations* (Routledge & K. P., 1963), p. 46.
- (30) 田中英夫『ノーブマーズ・ロー・スターン』三六頁。
- (31) cf. Popper, *Objective Knowledge*, p. 162 ff.; Thomas S. Kuhn, *The Essential Tension* (The U. of Chicago Pr., 1977), Preface p. xiii ff.; Hans-Georg Gadamer, *Hermeneutik als Praktische Philosophie*, in: M. Riedel (Hrsg.), *Rehabilitierung der Praktischen Philosophie*, Bd. 1, S. 325 u. ff. 但し、カッターによる自然科学的認識(の理想)の説明は、科学に対する古風な誤解を含んでいることに十分留意しておく必要がある(Gadamer, S. 338)。
- (32) 本稿では、演繹的に妥当な手続きによってある結論を導くと、つまり結論が conclusive であること「推論」と呼ぶ。議論の推移が蓋然的・多義的(これらについては後述参照)で conclusive でなく、必要とする結論を得るにはさらに語用論的な(し)方法論的守則を必要とすること「推理」と呼ぶ。legal reasoning は「推理」の一種と考えるのが適当である。
- (33) Edwin W. Patterson, *The Case Method in American Legal Education: its origins and objectives*, *Journal of Legal Education*, Vol.4 (1951), No.1, p. 1 f.

第一章 一九世紀の科学論とラングデル派およびホームズ派

第一節 はじめに

一九世紀を中心に帰納論を概観するに当たって、まず三つの前置きをしておきたい。第一に、帰納法は(a) 理論や予測の発見ないし探究の論理(logic of discovery or inquiry)に關わるのではなく、(b) 正当化の論理(logic of justification)に關わるのであり、この点を押さえていないと無用の混乱を惹き起こす、ということである。第二に、帰納というのはどの範囲までの推理であり、その中にどのような段階や手続規則が含まれているかを、あらまし頭に入れておく方が混乱を防ぐには便利である。ここでも概略を天下一りの図式的に示しておこう。(1) 帰納の出発点は観察ないし実験であるが、観察や実験には「類の推定ないし発見」が不可欠である。これは帰納にとってある意味でアプリアリな要素であり、これなくしては帰納は始まりえない。⁽⁴⁾これが帰納の前提条件である。⁽⁵⁾(2) 次の段階はいわゆる「単純」枚挙による帰納、つまり、類似的の経験の反覆からいろいろの型の一般規則性(一般的相関関係)を推理する段階である。但し、「完全枚挙による帰納」と「数学的帰納」は演繹に属する。(アリストテレスやヒュームに結びついた)常識では、帰納はこの段階にとどまっているので注意が必要である。事実ベーコンのアリストテレス批判の一つは、後述のように、アリストテレスがこの段階にとどまっているということであった。この段階までに得られる一般化は仮設的である。もつとも、アリストテレスの帰納にはもう一つ別の型、一般原理の直観的洞察(本質直観)が含まれていて、これはこの段階には納め切れない。(3) 帰納の最後の段階は(2)で得られた一般的相関関係の正当化の段階であり、一定の規則に従ってそれらをいわば篩にかけ、篩い残された相関関係を正当な知識として受容する。これらの規則は主として誤った一般

化を排除するので、この段階を「消去による帰納 (induction by elimination)」と呼ぶことがあるが、これは「消去による演繹」の一種の拡張形態である。後者の最も単純なものは「 p または q 、しかるに非 p 」、よって「 q 」(dilemma)である。「消去による帰納」と「消去による演繹」は共に、「相互に排他的 (mutually exclusive) な」複数の仮説を予定する。しかし後者では複数の仮説がそれらのみで「悉皆的 (wholly exhaustive)」であるが、前者ではそうでないという相違がある。「消去による帰納」をさらに二つに分類すると、消去のための推論(先の推論例の「よって」に当たる)が演繹的な場合(後述のように、J・S・ミル辺りまではこれに該当する)と、確率的演繹を主体にする場合(これに該当するのは、ドゥ・モーガン、ジェボンズ以降)とがある。但し最後の場合、ミルの場合のような「完全な帰納」・「確実な消去」は望むべきことではなく、多少とも蓋然的な複数の仮説のうち、手持ちの最良の情報に照らして、確かからしさの小さい仮説が捨てられ、最も確からしい仮説が選擇されることになる。つまり、確実な消去(による完全な帰納)ではなく、相対的比較に基く本質的に不確実性を伴う選擇が行われる(後述参照)。

第三、帰納は演繹の逆推理(逆算法)と言われることがある(今日では確率の逆算法を含める)。これは「綜合」の反対概念としての「分析」に関わる。今、演繹の肯定的肯定式(仮言的三段論法)『 p ならば q 』、また『 p 』、よって『 q 』をと、前提の中の「 p ならば q 」が普遍(的に限量)化されたものが一般的法則だと仮にしよう。すると、帰納は演繹とは逆に「 p 」(原因、初期条件)と「 q 」(結果、帰結)が与えられたとき、「すべての p と q について、『 p ならば q 』を得ようとする推理である。しかるに、この推理を演繹の観点から見ると、いわゆる「後件肯定の誤謬」となっている。

しかし、「演繹の逆推理」には重要な意義がある。「 p ならば、いつでも q 」という一般的相関関係がいかなるものであるにせよ、それは『 p ならば、いつでも q 』、そして『 p 』、よって『 q 』という条件を満足させなければならない。

つまり、これによってその一般の相関関係が満たすべき必要条件が決められる。ここから、まずこの関係式（方程式）を解いて解（一般の相関関係）を求め、次いで十分な相関関係を求める手続、これが本来「分析」（上向過程）と言われている手続である。⁽⁷⁾

ここで最初に得られた関係式（方程式）の解の中にはそのための十分条件が存在し、なおかつ他の必要条件を満足するものと、そうでないものが当然含まれるので、できれば解を分解し、既知の・または受容可能な要素的相関関係に還元したいところである。これが今日、日常的に「分析」と呼ばれる手続であり、必要条件を満たすいくつかの解の中から、その解のための十分条件が存在し、かつ他の必要条件を満たすものを篩い出す過程が「消去による演繹」ないし「消去による帰納」に相当する過程である。⁽⁸⁾このような分析を順次何段階も繰り返して上向し、基本的な一般原理に到達すれば、あとは下向的な総合（全体の再構成。これは同時に分析の結果の検証になる）の過程ないしその実際的应用を待たばかりとなる。しかし何れにせよ、帰納と分析とは論理的に異なる手続だということ、帰納は正当化の手続であるが、分析は発見の手法だということに注意しておかねばならない。

これまでのところで少くとも二つのことは明らかである。一つは、われわれが「事実の分析」とか「ケースの分析」（何れも、要素への分解としての分析）を行うときにも、法規の適用除外（「例外」の析出）を目的とする場合を一応除外するとしても（しかしこの場合にも、例外的事例を（あるいは、をも）処理しうる新しい規定への上向過程として）、右のような総体的な分析手続（上向手続）の一環として行っているのだ、ということ。第二に、帰納法は、ポパーの手続とは違って、二つ以上の過程（序章の図式における六つの段階の総体）に亘る上下の往復運動を含んでいない、従って、本来的に「ダイナミックなもの」（松浦氏、前掲論文）ではない、ということである。「リーガル・マインド」に比定しうる「仮説—演繹法」は確かに一九世紀以降着実に地歩を固め、ほぼ一九六〇年を境に優位に立つ。こうなると帰

納論理はしばしば、人々の頭の中で、仮説の正当化ではなく、仮説の発見のための手続に変質・格下げをされ、その限りで仮説→演繹法と一体的なもの（あるいは仮説→演繹法の一部）と観念されることにもなるが、これは帰納の伝統（帰納は正当化手続である）から見ると異端的なことなのである。とにかく両者（帰納法と仮説→演繹法）を一先ずは別物と考えた方がよい。両者が混同されるのは、ニュートン力学が一九世紀一杯、不動の真理（帰納がそれを証明する）と考えられたという歴史的偶然に負うところが大きい、と思われる。¹⁰これらの点はベーコンの帰納法を一瞥すれば一層明らかになるであろう。

第二節 ベーコンの帰納法

前置きはこれ位にして、ベーコンと一九世紀の諸家の帰納法を概観することに取りかかろう。まずこの節ではベーコンの帰納法をいくらか分析的に祖述する。周知のように、ベーコンに眼を通しておくことは歴史上のケース・メソッドを理解する上で重要である。

ベーコンは多面的な才能を発揮した人物である。大法官として、組織的な科学研究に対する偉大なイデオログ（ロイヤル・ソサイエティの発案者）として（但し、科学そのものには新しいものは付け加えなかつたが）、近代科学方法論のすこし誇張された始祖として。ベーコン自身は自分の方法の独創性を主張し、自己の方法についての主著の標題に『ノヴム・オルガヌム』を選んだ。それによつて彼の方法がアリストテレスの『オルガノン』に示された方法に取って代るものであると印象づけたのである。

彼の方法論の中でおそらく最も重要な点は、科学的方法の第一の要請として、自然哲学者自らが「自然の光」を遮ら

ぬために、予断と偏見 (anticipation and prejudice)⁽¹⁾ を棄てることを説いたことであろう。一見全く道理に適った要請と思われるが、後にダーウイン (Charles R. Darwin) に見るように、一九世紀の末に到るまで、いや現代まで、科学者の良心を締めつけ、しばしば創造力の足枷となつた禁制である。「自然の読み取り (interpretation of nature)」——自然をあるがままに読みとり、解説し、唯一の正しい方法でこれを適用すること——⁽²⁾ は、人の心にとりついている四種の「イドラ」によつて曇らされる (ベーコンがイドラに対置するのは自然であり、またイデアである)⁽³⁾。ベーコンにとつてアリストテレスの哲学は「劇場のイドラ」の最たるもので、アリストテレスはベーコンが最も不信任を抱く対象であつた。⁽⁴⁾ しかし、ベーコンは実際には、科学的手続におけるアリストテレスの「帰納—演繹理論」の輪郭を受け容れていたのである。ただ、その手続の実施方法についてはアリストテレスに極めて批判的であつた。

まず、帰納の段階に関しては大要三点の批判を行つた。(1) アリストテレス主義者達は偶然的で無批判的なデータの収集を行つた。——ベーコンがこれに代えて強調したのは、系統的なデータの収集と実験の利用である。⁽⁵⁾ (2) アリストテレス主義者達は一般化を急ぎすぎた。彼らは幾つかの観察結果が得られると、すぐにも最も一般的な原理へ一挙に飛躍し、しかる後に、これらの諸原理をより適用範囲の小さい一般化を演繹するために用いた。最後に、(3) アリストテレス主義者達は帰納において単純枚挙 (simple enumeration) に頼り、諸性質の相関関係が、与えられた型のいくつかの個物に当てはまることを見出されると、その型のすべての個物に対して成立つことを肯定してしまつた。しかしこの帰納の方法は否定的事例を勘定に入れないために、しばしば誤つた結論に導く。⁽⁶⁾ これは誤つた「通俗的帰納法 (common induction)」である。⁽⁷⁾ ——ベーコンはこれに次のような「正しい・真の帰納法」を対置する。それは「適切な棄却と排除 (rejection and exclusion) によつて自然を分析 (analyze nature) し、充分な数の否定的事例を排除したのちに、肯定的事例に基いて結論を出さねばならない」⁽⁸⁾。この点は既に触れたところであるが、ベーコンは中世における幾人

かの先蹤には言及していない。

次に演繹の段階に関しては、一点のみをとり上げておこう。すなわち、ベーコンは、アリストテレス主義者達が第一諸原理からの帰結の演繹を過大視して、科学を演繹に還元してしまつた、と批判し、演繹的議論が価値を有するのはその議論の諸前提が正当な帰納によつて支持されている場合だけである、と論ずる。——ベーコンのこのアリストテレス批判も広く普及した。ただ、アリストテレスの亜流が観察された証拠からの帰納ではなく、アリストテレス自身の第一諸原理から始めるといふように、手続を短絡させる誤りを犯したのは事実だとしても、アリストテレス自身に対する非難としては公正を欠く。

何れにせよ、ベーコンのプログラムでは「知性の仕事全体が始めからやり直される」。「精神自体は今やそもそも出発点から一人歩きに委ねられないで、すべての段階で指導され、〔知性の〕仕事は恰も機械仕掛によるかのように進められる」（傍点は守屋）⁽¹⁾ことになる。ベーコンが論理（dialectic）⁽²⁾に對置する科学と技術（science and art）⁽³⁾（つまり、方法上の正しいカノン）を導入することを発意したとき、彼の念頭にあつたのは一種のアルゴリズム（algorithm）ないしはオートマトン（automaton、自動機械）としての「精神指導の規則」（デカルト）なのである。彼は「ジェイムズ王への献辞」の最後で次のように見得を切つた。「私はその機械（organon、アングラスの訳では「machine」）を提供しました。しかし素材は自然の諸事実から集められなければなりません。⁽⁴⁾少なくともベーコンにとつて、ロイヤル・ソサイエティはその素材の組織的な貯蔵所、あるいはそれら素材を加工するマニユアクチャーであつたとしても不思議ではない。⁽⁵⁾

ところで、ベーコンの新しい方法の重要な特徴は次の二点、すなわち漸進的（飛躍のない）累進的な帰納と、排除法である。簡単に見ておこう。(1) 彼によると形相（idea, Form, 真なる最も一般的な原理、事物の本性⁽⁶⁾）のための確実

な基礎を打ち立てるために、事実を知性に記録・蓄積しておく一連の「博物誌」と「実験誌」を編集しなければならぬ。(2) 次いで自然哲学者はそれらの事実間の相関関係を、一般性の低い相関関係からより包括的な相関関係へと求めてゆかねばならない。(3) しかし偶然的相関事例を識別し、排除するためには「存在の表 (table of essence and presence)」、「不在の表 (table of deviation, or of absence)」、「程度の表 (table of degree)」、「三表を総称して、「事例の (最初の) 提示 (the (first) presentation of instances)」」を検査しなければならぬ。① 存在の表はある、与えられた性質 (nature) (例えば、熱) について、その質料においては異つていながら同一の性質を持つ点では一致するすべての既知の事例を提示する。② 不在の表は、そのような事例の二つについて、いくつかの反例となる事例を提示する。③ 程度の表は、問題になっている性質が存在する程度を同一の基体ないし相違する基体について比較、提示する。これら事例の提示では次のことが前提されている。すなわち、「ある一つの性質の形相 (the form of a given nature, nature-engendering nature, nature-engendering nature のラテン語 natura naturans は所産的自然 natura naturata に対して能産的自然の意) は、もしその形相が与えられるとその性質が存在し、その逆も成立す。またその形相が存在しないと、その性質もなくなる。」(II, aph. 4) このような検査を通して偶然的相関事例が排除され、後には本質的相関事例のみが残される。(4) ここで始めて、真なる・完全な帰納的・一般化に着手されるが、その素材としてはこれら本質的相関関係の事例のみが相応しいのである (II, aphs. 15-19)。(5) 帰納の「最初の収獲 (the first vintage, 自然の解明の端初 commencement of interpretation, 知性の免罪符 indulgence of understanding) は肯定的事例「免罪符つき的事例」に基き、類と種差による、問題となつてゐる性質 (例えば、熱) の定義である。これは三つの表に対する先の前提から既に明瞭に読み取れる帰結であるが、定義は形而上学に属する (II, aph. 9)。自然科学に属する帰納の成果は「隠れた過程 (latent process)」と「隠れた構造 (latent configuration)」であり (II, aphs. 6, 7, 9) 、「これら

は形相に非ざる自然の法則である。(6) さてしかし、右の三つの表の手続を杓子定規に踏んですすむ作業が余りに複雑かつ煩瑣なるであろうことは目に見えている。そこで戦略的に重要な事例に的を絞るための観点が導入される。二七個の型の「特権的事例 (prerogative instances)」がそれである。⁽³²⁾『ノーヴム・オルガヌム』第二巻の大部分を占める特権的事例の論述は、アリストテレスの *Topica* 「トポス (topos) 集成」および *Rhetorica* 『弁論術』と類比的な位置を占めていると考えられる(『オルガノン』(カテゴリー論、命題論、分析論前・後書)との対比において)。事実、これらの事例は、トポイ (topoi = topos の複数形) と同様に戦略的に重要な「論題」であると同時に、それらの論題に関する諸々のテーゼを巡る攻防の「定石」だからである。⁽³³⁾そしてそれぞれの論題について可能な複数の仮設定立(定義あるいは理論)があり、何れの仮設を排除するのが適当かという「論拠」(これもトポスと呼ばれる)ないし決定的実験⁽³⁴⁾が示される。これらの事例はいかに効果的に偶然的命題(正当でない仮設)を排除し、帰納を促進するかという観点から選ばれていることは、言うまでもない。しかし、残念ながら彼の科学的説明は今日の水準から見ると稚拙で、科学者を誤導するために提示したのかと思われるような「定石」が見られる。しかし、ミルの「四つのカノン」(後述参照)を彷彿とさせるような特権的事例が含まれていることも事実である。

だが、ペーコンはこうした事例の論理的な効力を過大評価している。彼は、一つの事例が決定的なのはそれがあつた一つの説明的前提の組を除いて他のすべての(説明的前提の)組と不整合である場合のみだということを認識してはいたが(ミルの「完全な帰納」の要求に類似する)、ある一つの型の現象についての言明が、全くこれら諸前提のいくつかの組のみから演繹可能で、その他からは不可能だと証明することはできないからである。⁽³⁵⁾

彼はさらに、最も一般の原理は「形相」だという。それは「単純本性 (simple nature)」⁽³⁶⁾間の関係についての命題的表現である。ペーコンによれば、単純本性はわれわれが知覚する対象の中にあつて、何物にも還元しえない素性であ

り、それらの組合わせがわれわれの経験の対象を構成する。もしわれわれが形相の知識を得るならば、その知識は自然の力を制御し変更することをわれわれに可能にさせる。既述の如く、彼は形相に二つの要請を課した。⁽²⁾ ① これらの命題はそのあらゆる事例で真でなければならぬ。② そしてこれらの命題の逆命題も同様に真でなければならぬ。これはまさに「定義」であり、⁽³⁾ 根本原理としての本質定義（アリストテレス）に他ならない。従つてペーコンによる形相の探究はその輪郭においてアリストテレスの伝統の下にある、といえる。⁽⁴⁾

ここでもう一度ポパーに登場してもらおう。ポパーはペーコンの帰納法について次のように結論する。⁽⁵⁾ プラトンの『メノン』における想起説は、アリストテレスや、殊にペーコンの帰納法理論の萌芽を含んでいる。アリストテレスはソクラテスこそ帰納の発見者だと述べているが、それは『テアイテトス』（プラトン）にあつては産婆術と呼ばれている「ソクラテスの方法」となる。産婆術と帰納法の目的は同一であり（ソクラテスは、その目的に達しえたとか、その手段を発見したと主張しているわけではないが——守屋註）、アリストテレスにあつては、帰納の結果が本質の定義によつて表現される。デカルトの方法論的懐疑も基本的には同じである、と。⁽⁶⁾ 何れにせよ、ペーコンを一応祖述してきたわれわれは、「ペーコンが「単なる」仮設（あるいは推測）が帰納によつて得られると説いた、と考えるのは誤りである。」というポパーに同意してよいと思われる。それどころか、ペーコン自身次のように認めているのである。「諸科学および諸技術の発見と論証(demonstration)に有用であろう「帰納法」は、適当な拒絶および排除によつて自然を分析し、十分な否定的事例を排除した後には肯定的事例に基いて結論を出さねばならない。このことは今日までプラトン唯一人を除いては行われなかつたし、試みさえなされなかつた。プラトンは実際、定義とイデアを究める目的である程度まで帰納のこの形態を用いたのである。しかしその仕事にとつて満足で適切なこの帰納ないし論証を装備（提供）するためには、これまでいかなる人も思い到らなかつたところの極めて多くのことが補充されねばならない。」⁽⁷⁾（傍点、守屋） ペーコン

は次第にこのプログラムの完成に悲観的になったとも言われているが、少くとも当初、明示的に、自己の帰納法がプラン・弁証法に親近的なものであり、後者を完成させようとするものだと自負をこめて宣言していたのである。

第一章の註

(1) 科学哲学(科学方法論)の歴史に関する参考文献を二つ挙げておく。John Losee, *A Historical Introduction to the Philosophy of Science* (Oxford University Press, 1972); Edward H. Madden (ed.), *Theories of Scientific Method: the renaissance through the nineteenth century* (University of Washington Press, 1960)。但し、ローゼーはインゲルハルトか W・S・ジェボンズを扱っていない(三、四行の引用を除く)。

(2) 発見の文脈と正当化の文脈との区別は周知のことと思われるが、文献を挙げておく。Rudolf Carnap, *Logical Foundations of Probability*, 2nd ed. (The University of Chicago Press, 1962), §§ 9-10, § 12; Hans Reichenbach, *The Rise of Scientific Philosophy* (University of California Press, 1951), ch.14。パーズ(Charles Sanders Peirce)が探究の三段階を区別して、仮説形成過程を 'hypothesis' とか 'retroduction' あるいは 'abduction' の語を当て、演繹 'deduction' の過程を経て、仮説の確証ならしめテストの過程を 'induction' としていることも知られている。詳細に見ると八段階になるが、ライオンバットなどが正当化過程としているのはパーズの演繹、帰納の両過程を含むものと思われる。Collected Papers of Charles Sanders Peirce, 4th pr. (Harvard University Press, 1978), 2,760, 5,171, 6,468-473。パーズについて詳しくは、上山春平『弁証法の系譜』(未来社、一九六三年)、同「アブダクションの理論」(『人文学報』(京都大学人文科学研究所)第四五号、一九七八年)を参照。

なお、ポパーも対応する区別(仮説形成過程とテスト過程の区別)をしているが、正当化過程はなく、仮説形成過程についての方法論的規則も存在しない。K. Popper, *The Logic of Scientific Discovery* (Harper & Row, 1969), ch.1, sect.2。(3) 帰納一般を考える上で次の論文は非常に有益である。内井惣七「科学的推論の分類」(『人文学報』第四七号、一九七九年)。(4) 類の推定・発見を帰納に含めることは可能だが、少くとも帰納の核心部分としてはこれまで扱われていない。(5) cf. K. Popper, op. cit. (註2), Appendix * x。なお、ヒューウェルにつき後述の本文参照。

周知のように、帰納論に対するポパーの批判の一つは、帰納が類型化の視点(関心、期待)を既に前提している、ということであり、ポパーのいま一つの批判は、帰納の次のステップ、すなわち事象の反復に基く帰納的一般化(枚挙による帰納)に対するものである。帰納の第三段階としての「消去による帰納」に対するポパーの明示のコメントは見られないが、第二段階までに対する批判で帰納(の基礎)に対する批判は足りる、と考えられる。

(6) 渡辺・前掲書(序章註14)、第四章第2節。

(7) 近世以降よく知られている「分析」の説明は、デカルトの『方法序説』(一六三七年)第二部に登場する四個の準則の中の第二準則および、これらの準則を敷衍した『精神指導の規則』(アムステル版、一七〇一年)における規則第四、第五(前半)である。彼の『幾何学』(一六三七年)で展開された分析の学(解析幾何学)は、この手法から名付けられた。因みに、『方法序説』の第三準則と『精神指導の規則』の規則第五(後半)、規則第六は「総合」を扱い、『方法序説』第四準則と『精神指導の規則』の規則第七および規則第一三は「枚挙の規則」(「知識を完成するためには、我々の目的に関係ある事柄をすべて、十分な秩序正しい枚挙によつて総括すべきである。」)を扱っている。

しかし、デカルトも『精神指導の規則』の規則第四(「事実の真理を探索するには方法が必要である。」)の中で言及しているように、すでに古代のパプス(Pappus)やディオファントス(Diophantus)による「分析」についての断片が残されている(cf. Pappus, *The Treasury of Analysis*, transl. by Heath, in: T. Heath, *A History of Greek Mathematics*, vol.1. 「分析は求められた結果を仮に認めて、順次段階を追い、それに合意がなされるより基本的命題を伝って、既に証明されているか、あるいは、その場で承認される命題に達することである。」、アリストテレス『形而上学』第九卷第九章、『ニコマコス倫理学』第三卷第三章に幾何学を用いた例示が、またプラトン『メノン』(86E-87C)にも同様の例示がなされている。これら諸例の引用と分析については拙稿「表見的『問題思考』の背理と法実証主義克服の一局面(II)」(『華頂短期大学研究紀要』第一四巻、一九七〇年)参照。

なおデカルトにおける「分析」については野田又夫『デカルト』(岩波書店、一九六六年)の第一章に簡にして要を得た記述がなされている。

(8) 「トポス (topos) は推論のストイケイオン (stoiceion) (要素) である。」(Aristoteres, *Rhetorica*, 1403a26) ストイケイオンの意味分析については、アリストテレス『形而上学』第五卷、一〇一四 a 二六以下を参照。因みに「ユークリッド」原

論」の原名は「*Stoicheia*」である。デカルトでは「精神指導の規則」の規則第五の前半が本文に述べた手続に当たる。なお厳密に言えば、要素分析は数学における証明に至る手法として出発しており(前註の事例参照)、因果関係の確証等ではその効用を少し差し引いて考えねばならないが、与えられたものを生成する必要条件に遡るという点では類似した手法と考えられて来た。

(9) 「消去による帰納」の場合、解の十分条件や他の必要条件がはっきりしないことが推理を蓋然的にし、そのために「完全な消去」は望めない。しかし、デカルトもベーコンも「完全な消去」を空しく希求している(*cf.* Bacon, *Novum Organum*, Book II, aph. 36.)。

(10) ガリレオやニュートンの仮説―演繹法は、はっきり言えば、方法として(立法に比すべき)公理化を含んでいる。すなわち、彼らの法則は現実の理想化を含んでおり、一定の理想状態を仮定した上で仮説が設けられている。その限りで帰納は無力なのであり、彼らの法則は帰納のいくつかの規則を適用して得られたものではない。そもそも公理は観察された事象からの帰納的一般化ではなく、ある種の抽象化を基盤とする人間の立法的な構成物だからである(立法と同じく暫定的なものではあるが)。*cf.* Losee op. cit. (本章註1), pp. 55, 83-84. しばしば言及される事例であるが、ニュートン力学はケプラーやガリレオの法則からの一般化ではなく、アインシュタインの理論はニュートン力学やニュートン力学に対する変則的事例からの一般化ではない。

(11) ポパーはベーコンのいうところの「真の方法」(= *interpretatio naturae*)と「誤った方法」(= *anticipatio mentis*)を対比して、前者は「自然の書物を(主観的意味で)解釈するのではなく、読みとること、あるいは「誠実義務の許で」翻訳すること」、後者は「人間精神の偏見ないし迷信」あるいは「自然の書物を誠実義務に逆らって逆に判断すること」を意味するとする。そして後者についてさらに、デカルトが「哲学の原理」で使った「*prejudice*」は法的用語に由来し、また「オックスフォード英語辞典」によると、「*prejudice*」という動詞を「前以て逆らって判断する」、すなわち「裁判官の義務に反して判断する」という意味で英語に採り入れたのは他ならぬベーコンであった」と指摘している。K. Popper, op. cit. (序章註29), pp. 13-14.

(12) Popper, *ibid.*

(13) Bacon, op. cit., aphs. 23, 124.

- (14) Bacon, *The New Organon*, ed. by Fulton H. Anderson, with editor's introduction (Macmillan, 1960), Book I, aphorism 63 f., esp. 69 f.
- (15) ハッペー・コンは「果実の実験 (experiment of Fruit)」ではなく「解明的実験 (experiment of Light)」を指している (aphs. 70, 99, 121)。注意しなければならないのは、彼が「一般的原理から」さらに新たな実験を引き出す (aph. 82) というときには「果実の実験」を指しており、「一般的原理の実験的テストを指しているのではない」ということである。上向過程 (下向過程ではない) ことに注意) における仮設の実験的テストは「解明的実験」によって行われる。Bacon, op. cit., II, aph. 36.
- (16) Bacon, op. cit., I, aph. 105
- (17) Bacon, op. cit., I, aphs. 17, 69.
- (18) Bacon, op. cit., I, aphs. 14, 40.
- (19) Bacon, op. cit., I, aphs. 69, 105.
- (20) Bacon, op. cit., I, aphs. 19, 69. ハッペー・コンは「あの発見と立証の方法」と称して、「最も一般的な諸原理が最初に確立され、しかる後に中間的一般命題 (axiom) が試みられ、最も一般的諸原理によって立証される」方法」と特徴づける。
- (21) Bacon, op. cit., Author's Preface, p. 34 ; cf. I, aph. 122.
- (22) Bacon, op. cit., I, aph. 63. "dialectic" は極めて屈折した歴史がある。シュルツ (Heinrich Scholz) のすぐれた『論理学史』によると概略次のようになる (dialectic (弁証法) がプラトン哲学を赤い糸のように貫いていること、アリストテレスがこれを *Topica* 等において一つの特殊な意味で用いたことを、ここでは歴史的前提としておく)。アリストテレスは「論理的 (logisch)」とか「論理学者 (Logiker)」という言葉を「二〇世紀の論理学者ならば使うような意味で用いた (シュルツは「ここでの私の要約とは反対のことを述べているように見えるが、それはシュルツが「論理」の・当時一般に流布していた用法に言及しているために生じた見かけの対立である)」。しかしストア派はわれわれが今日論理学と呼んでいるものを *Dialektik* と名づけ、一二世紀のアベラールも同様であった。一三世紀にアリストテレスの著作がヨーロッパに伝えられると「論理学 (Logik)」という表現が再び前面に出る。しかし、一六世紀には再び顕著な反動が生じて「弁証法」という用語が「論理学」という用語を殆んど駆逐する。だが一七世紀に入ると再び状況が一転して、一挙に『論理学』優勢に傾く。結局「弁証

法」は「カントの手で新しい背景と意味のもとに登場するまで」後景に退く。そして、「ポール・ロワイアル論理学」(一六六二)は「論理学」という名称が市民権を得るのに寄与したが、同時に「私(シヨルツ)の知る限りでは、ここに始めてはつきり」と方法論というものが論理学の中に浸透したのである。」Heinrich Scholz, *Geschichte der Logik* (1931), Karl Alber, 1959), Kap. I, S. 6-13 (山下正男訳『西洋論理学史』(理想社、一九五〇))。

従ってベーコンは「dialectica」という語では一七世紀的な意味での論理学を指していた、と言える。デカルトの論理学に對する態度およびその批判から出てくる発想のいくつかはベーコンと驚く程似ている。本章註7に引用した彼の『方法序説』第二部、四つの準則の前後に位置する数パラグラフと、ベーコンのアフォリズム一一参照。

(23) Bacon, *The Plan of the Great Instauration*, in : op. cit., p. 19.

(24) Bacon, *Epistle Dedicatory*, in : op. cit. (本章註13), p. 6. なお「帰納機械」を作ることとは可能であるが、その条件について K. Popper, op. cit. (序章註29), p. 48参照。

(25) 事実ベーコンは「シェイムズ王への献辞」の末尾から少し前で、「自然」哲学がその上に打ち立てられるような、真実で厳格な(文献や机上の学問 literature and book-learning に足を取られない)博物誌と実験誌の蒐集と完成のために配慮 (take order) される」よう、訴えてくる。

このラングデルの「図書館モデル」、すなわち「科学としての法」のための素材(判例)の適切な集積所としての図書館という構想をベーコンと繋いで、彼の「図書館モデル」をベーコンの「博物館モデル」の複製と考えることは、われわれに許されるであろう。

一方ポパーは、これらのモデルを帰納主義の象徴として捉え、生涯かけて集めた観察を科学の基礎として王立学士院 (Royal Society) に遺贈した篤志家は決定的な錯覚をしていると附言する。「王立学士院はそれを珍奇なものとして保存しても、決して知識の源泉としては保存しないであろう。」K. Popper, op. cit. (序章註29), pp. 46, 128.

(26) Bacon, op. cit., I, aph. 127 ; II, aphs. 1, 2.

(27) Bacon, op. cit., I, aphs. 19, 22 ; [The plan], p. 20.

(28) Bacon, II, aphs. 11-13.

(29) Bacon, II, aph. 15.

- (30) ベーコンに於ける「形相 (form)」の用法について詳しくは次を参照。Antonio Pérez-Ramos, *Francis Bacon's Idea of Science and the Maker's Knowledge Tradition* (Oxford, 1988), Part II.
- (31) Bacon, II, aph. 21. ベーコンは「*ノーム*」帰納的一般化のこの先六段階のテーマを書き上げているが、『*ノーム*・オルガヌム』では、この後その最初の一段階のみが扱われている。
- (32) Bacon, II, aphs. 22-51.
- (33) アリストテレスの『*ソフィカ*』および『*ソポス*』については、守屋・前掲論文(本章註7)参照。
- (34) cf. Bacon, II, aph. 36 (Fingerpost Instance).
- (35) 理由は三つばかり考えられる。本文に述べられた条件が満足されるためには、(a) それぞれの特権的事例が相互に無矛盾的な定石や指針を与え、(b) それによつて採用される説明的前提の可能な数が悉皆的でなければならぬが、(a)、特権的事例は相互に矛盾する定石や指針を与えない、という保証はない。丁度、諺集の中に相互に矛盾する諺が多いのに似ている。さらに(b)、それぞれの型の説明的前提が相互に無矛盾であると仮定しても、説明の可能な数は悉皆的でなければならぬが、それを証明することは原理的(アプリアリ)にはできない。また(c)、相関関係が設定される事実の要素の分析が悉皆的ではないということも理由の一つである。ある一定の観点あるいは事情の下で類似の二つの事実も他の観点あるいは追加的事情から見ると異なるであろう。
- いわゆるデューエム・クワインのテーゼ (Duhem = Quine's thesis) といわれるものにも関連することであるが、参考文献のみ挙げておく。 Sandra G. Harding (ed.), *Can Theories Be Refuted?* (D. Reidel, 1976).
- (36) Bacon, II, aph. 5.
- (37) cf. Bacon, II, aphs. 4, 20.
- (38) Bacon, *ibid.*
- (39) cf. J. Losee, op. cit. (本章註1), p. 67.
- (40) K. Popper, op. cit. (序章註29), pp. 12-13, 14-15.
- (41) 『*ノーム*』とデカルトの相似性につき、市井三郎「帰納法概念の転回と弁証法」(同『*哲学分析*』(岩波書店、一九六三年)所収)参照。

一言附言すると、市井教授の論文は啓発的なものであったが、重要な一点で同意できない。ポパーはある個所で、自己の「仮説―演繹法」・「試行―錯誤法」を、ソクラテスの論駁に重心をおいて、「弁証法」と呼んでよいというように述べているが(K. Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, p. 55, n. 3) 私には市井教授がベーコンの弁証法を暗黙裡にポパーの弁証法に引きつけ過ぎたように思われる。ポパーの弁証法とベーコンの弁証法は目標がまるで違っていて、ベーコンの弁証法はプラトンのそれに親近性をもったものと理解するのが穏当だ、と思われる。それ故に、帰納の上向過程に踰越した上下動とポパーの弁証法の複數過程に亘る全体的上下動の型とは全く違っているのである(本章第一節参照)。

因みに初期プラトンに見られるソクラテスの弁証法とヘーゲル的なそれとも区別されるべきことは言うまでもない。

(42) Bacon, I, aph. 105.

(43) ベーコンが戦略目標として実際の科学 (practical or operative science) を目差していたことは、当然のことながら、念頭に置いておかねばならない。しかし、彼の帰納法は一面でこの目標を超えており、反面ではこの目標に及ばない。目標を超えているというのは、本質的な普遍法則を求めたからであり、及ばないというのは帰納によつては一般理論に到りえず、またベーコン的な帰納の一般的アルゴリズムは存在しないからである。特殊な帰納のアルゴリズムやある型の汎用アルゴリズムについては、コンピュータに関連して種々の試みがなされている。『知識獲得と学習シリーズ』(全12巻) 『知識情報処理シリーズ』(全10巻)——何れも共立出版発行——その他、を参照。もちろん、これら種々のプログラムに対しても演繹論理学に対すると同じ態度が必要である。(序章註(3)参照)

operative science の枠内でベーコンをどう解釈できるかは興味深いけれど、それはまた別個の問題である。市井教授の理解はそういったベーコン解釈の一つと言えるかもしれない。

後記

本稿は、紙幅の制約を考慮して本文および註を切り詰めたことも手傳つて、いろいろの点で非常に不十分なものとなっている。本稿に不足している点は、ポパーに対する検討、一見単純に見えて・実は複雑な背景と内容をもつべ

コンの科学論(学問論)の分析、ベーコン主義の逆説的で屈折した歴史の描写、「分析」についての詳細な解析、議論の論理と発見の論理の十分な対比等、多岐に亘っている。何れ稿を改めたいと考えているが、かかる粗稿を以って、公私に亘る小川・深瀬両先生のご厚情に対する私の細やかな感謝のしるしとすることを、両先生にお赦しただけなら、望外の幸いである。